◎佐藤正幸委員　この8月から介護保険制度の新たな利用者負担が始まりました。ひとつ、この間取り上げてきた特養ホームの入居者の方々の負担軽減措置の補足給付が縮小されたということと、もうひとつはサービスの利用料が1割負担から2割負担にと。この利用料の2割負担というのは一定額の所得がある人が対象ということなんですけれども、ただ実際は、例えば月利用料が1万5.000円だった方は3万円になるわけですから、これはかなり大きな影響だと思うんですよね。

そこで、一部新聞報道にもあったようですけれども、県内で2割負担になった方、どれぐらいおられるのか、その数字をまずお尋ねをしておきたいと思います

◎高本和彦健康福祉部長　介護保険制度の改正によりまして、今月から、単身で年金年収などが年280万円以上など一定以上の所得がある方については、利用者負担が1 割から2割に引き上げられたところです、市町からの報告では、県内の2割負担の対象者は約4.500人で、要介護認定者の約8％となっております。

◎佐藤正幸委員，4.500人、8％ということで、考えてみますとこの介護保険制度、2000 年から始まって、利用料はずっと1割負担ということでしたが、今回2割に引き上げるというのは制度発足以来の原則を突き崩した私は大改悪だというふうに思っております。

実際年金は、下がってます。しかも介護保険料は当初は月2.000円台だったものが全国的には5.000円台まではね返っている上に利用料が倍になっていくわけですよね。ほかに医療費もかかります。私はそういう意味でいうと、やむなく今まで受けていたサービスをやめたり減らしたりしている事例が出てきているというふうに思いますし、そうした人が生まれないようにするという取り組みが求められているというふうに思うんですよね。

そういう意味では、まずこの負担が倍増したということについての実態調査といいますか、そういうものを県として手掛けていく、そういう姿勢が必要ではないかというふうにおもいますが、その辺はいかがでしょうか。

◎高本和彦健康福祉部長　今回の負担割合の見直しについては、繰り返しになりますが、単身で年金収入が年280万円以上など一定以上の所得を有する方を対象としたものです。また、介護保険の利用者負担については、1ヶ月当たりの上限が定められておりまして、上限を超えた分は高額介護サービス費として払い戻させれることから、全ての2割負担対象者の負担が2倍となるものではございません。このほか、災害や失業により財産に損害が生じたり、収入が著しく減った場合など特別な事情により費用負担が困難となった場合には、保険者である市町の判断で減免できることとされているところです。

　　　　こうしたころも踏まえながら今回の見直しにより、2割負担の対象となった方の介護サービス利用への影響については、市町とも連携しましてその状況をしっかり把握するなど適切に対応して参りたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　一部メディアも使って、負担増の対象は余裕のある高齢者だと、そんなようなものがあると思うんですが、実際は違うわけですよね。これは率直に言いますけど、安倍政権がそういうデータを捏造して何かこれを負担をあげても大丈夫なんだ、余裕があるんだと、こういうふうにしてやってきた。ただ実際は違うと私は思いますので、先ほど部長さんが答弁ありましたように、しっかり実態を把握して必要な対応をとっていただきたいなというふうに思います。

　　　　財務省はさらにもっと対象の拡大を求めているようですから、これは今現在どうなっているかというのをしっかりつかんでいただきたいなというふうに思います。

次は、もうひとつ、今国会で大きな問題になってきている問題がありまして、それは社会福祉法改正案、7月29日に通ったようです。私も不勉強だったんですけど、いろいろ調べてみましたら、大変なこれは改悪法案ですね。衆議院で可決されたということなんですけれども、これが本当に大きな影響があると思うので、今のうちから情報収集すべきだという観点から質問します。

安倍政権が社会福祉法人の改革と。なにを言っているかというと、結局障害者福祉とか、介護、保育などのサービス事業いわゆる非営利の社会福祉法人に無償でもってやりなさいと、あるいは低額でもっとそういう事業をやりなさいというふうに義務づけるものになっているようなんですよね。ただ実際の社会福祉法人の方々は、今でも大変な思いでやっているのに、さらにもっと無償でいろんな事業をやれ、低額で事業をやれというふうになれば、結局今やっている利用者のサービスの質の低下、量の低下に繋がるし、あるいは職員がより一層大変になると、こういう声が聞かれているわけですよね。

これは私は廃案にすべきだと思うんですけれども、ただ実際、社会福祉法人改革、これ実際、政府がだんな狙いでこれをやろうとしているのか、そして県内ではどんな影響がでてくるのか、ということを今のうちから私は検討しておくべきだというふうに思いますので、その辺はどんなふうにお考えになっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　社会福祉法人制度改革については、社会福祉法人の経営組織の機能強化ですとか事業運営の透明性の向上、財政規律の強化等に関する措置を講ずる社会福祉法等の一部を改正する法律案が現在開会中の通常国会に提出されておりまして、御指摘ございましたように去る7月29日の衆議院厚生労働委員会及び同月31日の衆議院本会議で可決され、同日、参議院に回付されたと承知しております。

本法律案の趣旨については、政府の提案理由説明によれば急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人が果たしていく役割はますます重要になっており、社会福祉法人が備える公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たしていくよう法人のあり方を見直す必要があることとされており、このような見直しを実施するための制度改革であるというふうに理解しているところです。

なお、本法律案に規定されている内容については、法律案の成立後に検討するとされているものがございまして、現時点では制度の詳細が必ずしも明らかになっておりませんので、今後、国の動向を注視しつつ情報収集に努め、県、市で連携しながら必要に応じて社会福祉法人からの個別相談にも応じるなど適切に対応してまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　我々の主張をこの機会に述べておきますけれども、結局、何を言っているのかといったら、社会福祉法人、大事だというんですけど、ため込みがあるじゃないかと。内部留保があるじやないかと。これをもっと吐き出しなさいというのが私は本音ではないかというふうに思うんですよね。かつ私、驚いたのは、例えば障害者施設に勤めている職員の退職金、これは共済制度というのがどうもあるらしくて、そこに公的なお金が入って、そして社会福祉法人の労働者の皆さんの退職金もそれで保証している面がある。これを公的助成制度鹿止するということまで書かれてあるんですよね。そうすると、今でも社会福祉法人で働く障害者の労働者の皆さん大変なのに、退職金も出なくなるかもしれない。そうなったら人手不足に拍車もかかるではないかと。こういう声に私は真摯に耳を傾けるべきだなというふうに思うんですね。結局、社会福祉法人大事だといいながら弱体化して、そこに営利企業が入って、そして社会保障分野で儲けを上げると、そこは狙われているということを私はこの機会に率直に述べておきたいなというふうに思います。これは答弁結構ですので、そういうことをぜひ真摯に耳を傾けて対応しておいてほしいと思います。最後にしますけど、ぜひこの場で聞いておきたかったのは、4月からの子ども・子育て新制度のことについてお聞きしておきたいんですけど、4月から実施されてこれで約4力月ほどになりました。新制度でもあっていろんな苦労されていることが現場から耳に入ってきます。私も不勉強なので詳細な説明は結構なんですけど、例えば今、現場の保育園では公定価格というのが示されて、保育園にお金がおりてきたりもしているようなんですけど、一体そのおりてきている公定価格の内容がよくわからないと。一部、保育士の処遇改善の加算分なんかも入ってきているらしいんだけれども、何がどうそこに含まれているのか、わからないと。本来なら市町から説明があってもしかるべきなのに、公定価格がどんな内容なのかも余り説明もない、非常に困っているという話もお聞きしたので、そうした現場の不安なんかをどんなふうに掴んでいるか、あるいは公定価格については説明をされているのか、その辺の実情を少しお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　公定価格というお話がございましたけれども、保育所や認定こども園の運営費として支払われる施設型給付については、各施設共通に支払わられる基本分と各施設の状況に応じて支払われる各種加算等から成り立っているところです。

　　　　お尋ねの加算分の支給を受ける場合、県または市町の認定が必要でございまして、現在、県及び市町において認定作業を鋭意行っているところでございますが、加算分の支払いについては従来より認定までの期間は概算払いで対応しておりまして、今年度も全ての市町で同様の対応としておりますが、今年度は子ども・子育て新制度への移行により加算制度が大きく変わったということでございますので、各市町において各施設に対し、加算分の考え方や概算払いについての説明会の開催や文書により周知等を行っているとお聞きしているところです。

県といたしましては、今後とも各市町に対しまして加算分の支払いに関する措置について、各施設に対し十分に理解してもらえるよう求めてまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　新しく制度が変わったということもあって、いろんな現場の混乱がある不安と言いますか、ということで例えば民間の保育園からどんな声が出ているかといったら、今保育時間の標準は11時間だと。この公定価格も保育は保障できないという声もあるし、短時間の8時間の利用者が増えると経営的にもう成り立たなくなって、結局非正規で対応せざるを得ないと、そんな声も上がってきているわけですよね。

今、公定価格の問題、運営費の話、例にあげましたけれど、そのほか今新制度の移行でいろんな不安の声なんかも上がってきていると思うんですよね。そこはどんな不安が上がっているのか、あるいは今後県としてはどんな対応をしていくのかという、基本的な姿勢についてお尋ねしておきたいと思うんですけど、それはもう自由にといいますか、やってくださいということなのか、それとも県としてしっかり対応していうという立場なのか、その辺の基本的な姿勢についてお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　県といたしましては、現在のところ御指摘がございましたような声につきまして保育現場等から直接お聞きしているところではございませんが、子ども・子育て新制度における施設型給付の内容が保育現場の実態に沿ったものになっているか、今後の施設運営の状況はしっかりと注視しながら適切に対応して参りたいと、考えております。